

「地上デジタル放送への移行完了のための アクションプラン2008」の概要

**平成20年7月10日
デジタル放送への移行完了
のための関係省庁連絡会議**

デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議の概要

目的

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い、平成23年7月までにアナログ放送が終了することを踏まえ、関係省庁の緊密な連携を図り、デジタル放送への円滑な移行を推進するため、デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。（設置・第1回会合開催：平成19年9月26日）

構成員

議長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）	財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
構成員	内閣府国民生活局消費者企画課長	文部科学省生涯学習政策局参事官（学習情報政策担当）
	公正取引委員会事務総局官房総務課長	厚生労働省医政局指導課長
	警察庁生活安全局生活安全企画課長	厚生労働省社会・援護局総務課長
	金融庁総務企画局総務課長	農林水産省大臣官房情報課長
	総務省地域力創造グループ地域政策課長	経済産業省商務情報政策局情報通信機器課長
	総務省情報流通行政局地上放送課長	経済産業省商務情報政策局消費経済政策課長
	総務省消防庁総務課長	国土交通省総合政策局政策課長
	法務省大臣官房秘書課長	国土交通省気象庁総務部企画課長
	外務省大臣官房総務課長	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長
		防衛省大臣官房文書課長

※ 議長は必要があると認められるときは、構成員を追加することができる。

- 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 連絡会議の庶務は、総務省情報流通行政局の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議の検討スケジュール

第1回(平成19年9月26日)

- 地上デジタル放送普及の現状と課題
- 今後のスケジュール(今後の進め方)

第2回(平成19年11月20日)

- 関係者からのヒアリング(第1回)
 - ・日本放送協会
 - ・日本民間放送連盟
 - ・全国地上デジタル放送推進協議会
 - ・慶應義塾大学環境情報学部 教授 村井純氏

第3回(平成19年12月11日)

- 関係者からのヒアリング(第2回)
 - ・生活経済ジャーナリスト 高橋伸子氏
 - ・高知県
 - ・社団法人電子情報技術産業協会

第4回(平成20年2月14日)

- デジタル放送への移行に向けた総務省の取組みの現状
- 課題の洗い出し

第5回(平成20年5月23日)

- アクションプラン骨子の策定

第6回(平成20年7月10日)

- アクションプランの策定

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」概要①

- 2011年7月24日のアナログ放送停波に向け、関係省庁が連携し、政府を挙げた取組を推進することが必要。
- 連絡会議においては、移行に向けた課題を洗い出した上で、施策を取りまとめ。
- 今後、デジタル移行を確実なものとする上でふさわしい取組体制の強化について引き続き検討する。
- 本アクションプランについては、来年6月を目途に見直しを行う。

1 公共施設のデジタル化

- 国民が利用する公共的な施設のうち、利用者にとってテレビが災害時の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの(特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設)について、所管省庁が、本年9月中に注意喚起を行うとともに、デジタル化改修状況の把握に努める。
- 各省庁は、所管の施設(含:独立行政法人)について、デジタル化改修状況を把握の上、本年8月末まで(独立行政法人は来年3月末まで)に改修計画を策定し、内閣官房で取りまとめて公表。毎年度9月末・3月末に達成状況を確認し、内閣官房で取りまとめて公表。計画は必要な見直しを行う。
- 地方公共団体の施設(含:住宅供給公社・都市整備公社)のデジタル化改修状況を把握し、計画策定を要請。

2 公共施設による受信障害への対応

- 各省庁は、所管の施設(含:独立行政法人)が原因となる受信障害について、現状を把握の上、本年8月末まで(独立行政法人は来年3月末まで)に対応に向けた計画を策定し、内閣官房で取りまとめて公表。毎年度9月末・3月末に達成状況を確認し、内閣官房で取りまとめて公表。計画は必要な見直しを行う。
- 地方公共団体の施設(含:住宅供給公社・都市整備公社)による受信障害の状況を把握し、計画策定を要請。
- 国土交通省は民間航空機、防衛省は自衛隊航空機による受信障害の有無について調査を行い、必要な措置を講じる。
- 総務省は、電力・鉄道等の公益事業者の施設による受信障害の対応について、関係省庁の協力を得て、現状把握・早期対応を働きかける。

3 廃棄・リサイクル対策

- 総務省・経済産業省は外付けデジタルチューナー等により、アナログ放送終了後も引き続きアナログテレビが利用可能であることを周知。
- 総務省・経済産業省・環境省は、アナログテレビの廃棄・リサイクル時期・台数についての試算を毎年度見直すことをJEITAに要請
- 経済産業省・環境省は、予測を上回る台数の廃棄があっても家電リサイクル法に基づく義務を果たせるよう適切に対応するよう指導。

4 悪質商法等対策

- 内閣府・警察庁・総務省・経済産業省において、関係省庁の連絡体制を本年7月末までに構築する。
- 関係省庁において、周知広報・注意喚起を実施する。

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」概要②

5 国民視聴者に対する周知広報の充実

- 全省庁において、所管団体に対して本年9月に周知広報を行うことを要請。
- 総務省は、本年秋を目途に、全国10箇所程度に「テレビ受信者支援センター（仮称）」を設置し、相談・支援内容の拡充に取り組む。特に、高齢者に対しては、きめ細かく相談に応じ、助言できる体制を整備。

6 デジタル受信機の普及

- 総務省・経済産業省は、低廉で簡易なチューナーの開発・流通の促進の働きかけを行う。
- 総務省は、生活保護受給世帯に対して、厚生労働省等の関係省庁等と連携して検討を行い、支援方法を具体化し、簡易チューナー等の支援を行う。
- 地方公共団体から聴覚障害者に対して給付される「日常生活用具」に含まれる「情報受信装置」に関し、厚生労働省から地方公共団体に対し、地上デジタル放送対応型の新規機種の開発状況について情報提供を行う。

7 放送基盤の整備

- 総務省・国土交通省・農林水産省は、条件不利地域等の電波による地上デジタル放送の受信が困難な地域において、地上デジタル放送の再送信を行うことを可能とするため、光ファイバ回線を活用することを検討。
- 内閣府・総務省・農林水産省は、離島地域における中継局整備等を行う。

8 地上デジタル放送の有効活用

- 各省庁において、有効活用に向けた取組みを推進するとともに、有効活用事例について内閣官房において取りまとめを行い、毎年度公表する。

9 その他

- 総務省は、アナログ放送終了の具体的手順・手法について周知を行うとともに、特定の地域においてアナログ放送を一時的に停止するなどのリハーサルを実施することの可否についても検討。